（東京大学名誉教授）
正四位に叙する
（福井大学名誉教授）
従四位に叙する
浅原　克二
従五位に叙する（各通）
出雲　淳史　　金子　誠
田中　幸男　　冨田健一郎
星　秀道　　細貝　富雄
丸満　満人　　森戸　榮
従六位に叙する（各通）
田中　英夫
正七位に叙する（各通）
神田　利昭　　北川邦二郎
従七位に叙する（各通）（以上三月二十九日）
（お茶の水女子大学名誉教授）
正四位に叙する
佐藤　保
山田　正
正五位に叙する
栗田　幸一
従五位に叙する（各通）
小川　茂　　久保　潔
高杉　博文　　冨田　彰
正六位に叙する（各通）
板岡　博文　　黒木　和雄
辻　正郎　　時吉　靖弘
中川　浩　　永原　尚哉
深田　義勝　　村井　昭吾
山内　知明
従六位に叙する（各通）
越智　定志
正七位に叙する（各通）
緒方　邦彦　　高橋　重行
従七位に叙する（各通）（以上三月三十日）
望月　義昭
従四位に叙する
安村　義弘
正五位に叙する
羽田　眞
従五位に叙する（各通）
水谷　勲
正六位に叙する（各通）
大津　喜正
下津　武則
従六位に叙する（各通）
篠田　惟清
正七位に叙する（各通）
佐々木敬次
中山信一郎
上野　光司
田仲　一成
苅谷　泰弘
岡田　裕正
長谷部嘉雄
坂元　司
平野　公生
松田　盛光
福田　一正
山本　壽
佐藤　保
山田　正
藤村　元
佐藤　立夫
豊田　敬一
黒木　高志
中垣　研一
信清　忠彦
森　謙二郎
高田　政信
松村　慶明
望月　義昭
安村　義弘
水谷　勲
山田　勝彦
佐々木敬次
中山信一郎
上野　光司

（久留米工業高等専門学校名誉教授）
湊　喜久雄
従四位に叙する
上野　健一
従五位に叙する（各通）
池田　誠司　　伊藤　裕健
名倉　克巳　　山田　明男
正六位に叙する（各通）
中澤　靖　　野崎　謙治
従六位に叙する（各通）（以上四月一日）
（東京大学名誉教授）
仁科　道夫
従四位に叙する
宮西　正俊
正六位に叙する（各通）
植村孝一郎　　河合昭八郎
土居　泰正　　蛭川　誠嗣
従六位に叙する（各通）
半澤　一志
正七位に叙する（以上四月二日）
○叙勲
（奈良県三郷町議会議員）
金子　光國
先山　哲子
旭日双光章を授ける（各通）
小松　忠彦
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十八日）
佐竹万里子
旭日単光章を授ける（三月二十九日）
（国土交通技官）
衛藤　謙介
瑞宝中綬章を授ける
名垣　眞一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
塩澤　尚樹
晴山健一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
秋山　勝廣　　平井　利明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十七日）
新井　孝英　　北里　誠三
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上三月二十八日）
（福井大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける
北川邦二郎
福田　一正
山田　正
根本　忠義
塩坂　高男
松尾　守惟
國府田隆夫
宮西　正俊
高氏淳之助
薬師神耕一
半澤　一志
馬場　登
春藤　総明
村井　兼二
木佐貫一也
苅谷　泰弘
岡田　裕正

浅原　克二
田中　英夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月二十九日）
栗田　幸一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
時吉　靖弘
信清　忠彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
緒方　邦彦　　黒木　高志
税所　忠士　　松村　慶明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三十日）
羽田　眞　　安村　義弘
瑞宝小綬章を授ける（各通）
篠田　惟清　　中山信一郎　　山田　勝彦
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月三十一日）
名倉　克巳
（久留米工業高等専門学校名誉教授）
湊　喜久雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池田　誠司　　上野　健一　　中澤　靖
野崎　謙治　　山田　明男
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上四月一日）
（東京大学名誉教授）
國府田隆夫
瑞宝中綬章を授ける
北川邦二郎
福田　一正
山田　正
冨田　彰
村井　昭吾
金滝　正樹
植野　雅美
青木　誠
植村孝一郎　　仁科　道夫
半澤　一志　　宮西　正俊

瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上四月二日）
瑞宝単光章を授ける（四月八日）
○返上の請願
勲章返上の請願の件許可された（四月二十五日）

皇室事項

皇嗣差遣
天皇陛下は、四月二十七日午後三時、東京カテドラル聖マリア大聖堂（文京区）において行われたローマ教皇フランシスコ台下の追悼ミサに、御名代として皇嗣文仁親王殿下を差し遣わされた。
行幸
天皇陛下は、四月二十七日午後一時二十八分御出門、第百回　学習院ミュージアム講座「学習院コレクションとパトロネージュ」を御聴講のため、学習院創立百周年記念会館（豊島区）へ行幸、同六時一分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示
船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。
令和七年五月九日
国土交通大臣　中野　洋昌
一　ロンドン事務所の変更
㈠　事業所の所在地の変更

変更前	25 Old Broad Street, London EC2N 1HQ, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
変更後	8 Frederick's Place, London EC2R 8AB, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

㈡　変更年月日　令和七年四月二十八日

近畿地方整備局公示
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年五月九日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘